



30原機(科保)006
平成30年4月6日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
所長 湊 和

「原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画」の読み替えについて(連絡)

平成30年1月22日付けで提出しました「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成30年4月1日付け組織名称変更、人事異動等に伴い、同日から読み替えが必要となりました。

本件は、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について(規程)」に基づく軽易な変更の扱いとして、次回修正までの期間、添付資料のとおり読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

添付資料

- ・「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以上

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読み替え前 (平成 30 年 1 月 22 日修正版)	読み替え後 (平成 30 年 4 月 1 日から適用)	理 由
<p data-bbox="98 316 963 539">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="416 1129 640 1171"><u>平成30年1月</u></p> <p data-bbox="192 1254 864 1359">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所</p>	<p data-bbox="1030 316 1895 539">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="1312 1129 1603 1171"><u>平成30年4月1日</u></p> <p data-bbox="1258 1197 1662 1228">(平成 30 年 4 月 1 日読み替え)</p> <p data-bbox="1120 1254 1792 1359">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所</p>	<p data-bbox="1930 1123 2163 1177">組織名称変更に伴う読み 替え日の追加</p>

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読み替え前（平成30年1月22日修正版）	読み替え後（平成30年4月1日から適用）	理 由
<p>目次（省略）</p> <p>別図、別表、様式一覧（省略）</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p style="text-align: center;">第1節 原子力事業者防災業務計画の目的（省略）</p> <p style="text-align: center;">第2節 定義</p> <p>この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原子力災害 原子力緊急事態により、国民の生命、身体及び財産に生ずる被害をいう。 2. 特定事象 原災法施行令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。 3. 原子力緊急事態 原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力科学研究所外へ放出された事態をいう。但し、原子力科学研究所外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあつては、放射性物質又は放射線が異常な水準で当該運搬に使用する容器外へ放出された事態をいう。 4. 原子力災害事前対策 原子力災害の発生を未然に防止するために実施すべき対策をいう。 5. 応急措置 原子力科学研究所において、特定事象が発生した場合に、原子力防災管理者が原子力防災組織に行わせる原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置をいう。 6. 原子力緊急事態宣言 原災法第15条第2項の規定による「原子力緊急事態宣言」をいう。 7. 原子力緊急事態解除宣言 原災法第15条第4項の規定による「原子力緊急事態解除宣言」をいう。 8. 緊急事態応急対策 原子力緊急事態宣言があつた時から、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。以下同じ。）の拡大の防止を図るために実施すべき応急の対策をいう。 9. 原子力災害中長期対策 原子力緊急事態解除宣言があつた時以後において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るために実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。 10. 原子力防災管理者 原災法第9条第2項に定める原子力防災組織を統括するものとし、原子力科学研究所の所長とする。 	<p>目次（変更なし）</p> <p>別図、別表、様式一覧（変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p style="text-align: center;">第1節 原子力事業者防災業務計画の目的（省略）</p> <p style="text-align: center;">第2節 定義</p> <p>この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原子力災害 原子力緊急事態により、国民の生命、身体及び財産に生ずる被害をいう。 2. 特定事象 原災法施行令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。 3. 原子力緊急事態 原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力科学研究所外へ放出された事態をいう。但し、原子力科学研究所外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあつては、放射性物質又は放射線が異常な水準で当該運搬に使用する容器外へ放出された事態をいう。 4. 原子力災害事前対策 原子力災害の発生を未然に防止するために実施すべき対策をいう。 5. 応急措置 原子力科学研究所において、特定事象が発生した場合に、原子力防災管理者が原子力防災組織に行わせる原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置をいう。 6. 原子力緊急事態宣言 原災法第15条第2項の規定による「原子力緊急事態宣言」をいう。 7. 原子力緊急事態解除宣言 原災法第15条第4項の規定による「原子力緊急事態解除宣言」をいう。 8. 緊急事態応急対策 原子力緊急事態宣言があつた時から、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。以下同じ。）の拡大の防止を図るために実施すべき応急の対策をいう。 9. 原子力災害中長期対策 原子力緊急事態解除宣言があつた時以後において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るために実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。 10. 原子力防災管理者 原災法第9条第2項に定める原子力防災組織を統括するものとし、原子力科学研究所の所長とする。 	<p>変更なし</p>

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読み替え前（平成 30 年 1 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日から適用）	理 由
<p>11. 原子力事業者 次に掲げる者（原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令第 195 号）で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると原子力規制委員会が認めて指定した者を除く。）をいう。</p> <p>イ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「規制法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づく加工の事業の許可（承認を含む。この号において同じ。）を受けた者</p> <p>ロ 規制法第 23 条第 1 項の規定に基づく原子炉の設置の許可（船舶に設置する原子炉についてのものを除く。）を受けた者</p> <p>ハ 規制法第 43 条の 4 第 1 項の規定に基づく貯蔵の事業の許可を受けた者</p> <p>ニ 規制法第 44 条第 1 項の規定に基づく再処理の事業の指定（承認を含む。）を受けた者</p> <p>ホ 規制法第 51 条の 2 第 1 項の規定に基づく廃棄の事業の許可を受けた者</p> <p>ヘ 規制法第 52 条第 1 項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けた者（同法第 56 条の 3 第 1 項の規定により保安規定を定めなければならないこととされている者に限る。）</p> <p>12. 原子力事業所 原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。</p> <p>13. 指定行政機関 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 2 条第 3 号に規定する機関をいう。</p> <p>14. 指定地方行政機関 災対法第 2 条第 4 号に規定する機関をいう。</p> <p>15. 所在都道府県 原子力科学研究所が所在する茨城県をいう。</p> <p>16. 所在市町村 原子力科学研究所が所在する東海村をいう。</p> <p>17. 関係周辺市町村 原子力科学研究所に関する地域防災計画を有し、当該市町村の区域につき原子力科学研究所の原子力災害の発生又は拡大防止を図ることが必要であると茨城県知事が認めた市町村をいう。</p> <p>18. 緊急時対策所 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（以下「原災法命令」という。）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する、原子力防災組織の活動拠点となる対策所として、緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策の実施を統括管理するため、原子力科学研究所に設置する緊急時対策所をいう。</p> <p>19. 原子力施設事態即応センター 原災法命令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する、原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の総括管理を支援するための施設として、機構本部に設置する機構本部緊急時対策室をいう。</p> <p>20. 統合原子力防災ネットワーク 原災法命令第 2 条第 2 項第 6 号に規定する、緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、内閣総理大臣官邸、原子力規制庁及び緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセ</p>	<p>11. 原子力事業者 次に掲げる者（原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令第 195 号）で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると原子力規制委員会が認めて指定した者を除く。）をいう。</p> <p>イ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「規制法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づく加工の事業の許可（承認を含む。この号において同じ。）を受けた者</p> <p>ロ 規制法第 23 条第 1 項の規定に基づく原子炉の設置の許可（船舶に設置する原子炉についてのものを除く。）を受けた者</p> <p>ハ 規制法第 43 条の 4 第 1 項の規定に基づく貯蔵の事業の許可を受けた者</p> <p>ニ 規制法第 44 条第 1 項の規定に基づく再処理の事業の指定（承認を含む。）を受けた者</p> <p>ホ 規制法第 51 条の 2 第 1 項の規定に基づく廃棄の事業の許可を受けた者</p> <p>ヘ 規制法第 52 条第 1 項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けた者（同法第 56 条の 3 第 1 項の規定により保安規定を定めなければならないこととされている者に限る。）</p> <p>12. 原子力事業所 原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。</p> <p>13. 指定行政機関 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 2 条第 3 号に規定する機関をいう。</p> <p>14. 指定地方行政機関 災対法第 2 条第 4 号に規定する機関をいう。</p> <p>15. 所在都道府県 原子力科学研究所が所在する茨城県をいう。</p> <p>16. 所在市町村 原子力科学研究所が所在する東海村をいう。</p> <p>17. 関係周辺市町村 原子力科学研究所に関する地域防災計画を有し、当該市町村の区域につき原子力科学研究所の原子力災害の発生又は拡大防止を図ることが必要であると茨城県知事が認めた市町村をいう。</p> <p>18. 緊急時対策所 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（以下「原災法命令」という。）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する、原子力防災組織の活動拠点となる対策所として、緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策の実施を統括管理するため、原子力科学研究所に設置する緊急時対策所をいう。</p> <p>19. 原子力施設事態即応センター 原災法命令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する、原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の総括管理を支援するための施設として、機構本部に設置する機構本部緊急時対策室をいう。</p> <p>20. 統合原子力防災ネットワーク 原災法命令第 2 条第 2 項第 6 号に規定する、緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、内閣総理大臣官邸、原子力規制庁及び緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセ</p>	<p>変更なし</p>

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読み替え前（平成30年1月22日修正版）	読み替え後（平成30年4月1日から適用）	理 由
<p>ンター（以下「OFC」という。））を接続する情報通信ネットワークをいう。</p> <p>21. テレビ会議システム 内閣総理大臣官邸（内閣官房）、原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）、OFC、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所を結ぶ、統合原子力防災ネットワークに接続するテレビ会議システムをいう。</p> <p>22. 原子力事業所災害対策支援拠点 原災法令第2条第2項第2号に規定する、原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点として、核燃料サイクル工学研究所及び<u>大洗研究開発センター</u>をいう。</p> <p>23. 原子力緊急事態支援組織 原災法令第2条第2項第7号に規定する、放射性物質の汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立入ることができない場所において、当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材又は機材を管理し、原子力災害が発生した事業所への支援を行う機構内組織をいう。</p> <p>24. 緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level） 防護措置の準備や実施をするべく、原子力施設の状況に応じて、緊急事態の区分を決定するための判断基準をいう。観測可能な原子力施設の状況（プラントの状態や立地地域における自然災害等）で表される。</p> <p>25. 警戒事象 その時点では、公衆への放射線による影響やおそれが緊急を要するものではないが、原子力施設等において特定事象又は緊急事態事象に至る可能性のある事象をいう。</p> <p>第1章 第3節 ～ 第5節 （省略）</p> <p>第2章 第1節 ～ 第2節 （省略）</p> <p>第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備（省略）</p> <p>1. 放射線測定設備の設置及び検査 原子力防災管理者は、別図－3及び別表－4に示す放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）に関して次に掲げる措置を講じ、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。</p> <p>(1) 原災法第10条第1項に基づく通報を行うための設備として、モニタリングポスト5式を設置する。</p> <p>(2) モニタリングポストは、その検出部、表示及び記録装置その他主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。</p> <p>(3) モニタリングポストを設置している地形の変化その他周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。</p> <p>(4) モニタリングポストは、毎年1回以上定期的に校正を行う。</p> <p>(5) モニタリングポストは、故障等により監視不能となった場合は、代替品等により監視するとともに速やかに修理する。</p>	<p>ンター（以下「OFC」という。））を接続する情報通信ネットワークをいう。</p> <p>21. テレビ会議システム 内閣総理大臣官邸（内閣官房）、原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）、OFC、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所を結ぶ、統合原子力防災ネットワークに接続するテレビ会議システムをいう。</p> <p>22. 原子力事業所災害対策支援拠点 原災法令第2条第2項第2号に規定する、原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点として、核燃料サイクル工学研究所及び<u>大洗研究所</u>をいう。</p> <p>23. 原子力緊急事態支援組織 原災法令第2条第2項第7号に規定する、放射性物質の汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立入ることができない場所において、当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材又は機材を管理し、原子力災害が発生した事業所への支援を行う機構内組織をいう。</p> <p>24. 緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level） 防護措置の準備や実施をするべく、原子力施設の状況に応じて、緊急事態の区分を決定するための判断基準をいう。観測可能な原子力施設の状況（プラントの状態や立地地域における自然災害等）で表される。</p> <p>25. 警戒事象 その時点では、公衆への放射線による影響やおそれが緊急を要するものではないが、原子力施設等において特定事象又は緊急事態事象に至る可能性のある事象をいう。</p> <p>第1章 第3節 ～ 第5節 （変更なし）</p> <p>第2章 第1節 ～ 第2節 （変更なし）</p> <p>第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備（省略）</p> <p>1. 放射線測定設備の設置及び検査 原子力防災管理者は、別図－3及び別表－4に示す放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）に関して次に掲げる措置を講じ、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。</p> <p>(1) 原災法第10条第1項に基づく通報を行うための設備として、モニタリングポスト5式を設置する。</p> <p>(2) モニタリングポストは、その検出部、表示及び記録装置その他主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。</p> <p>(3) モニタリングポストを設置している地形の変化その他周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。</p> <p>(4) モニタリングポストは、毎年1回以上定期的に校正を行う。</p> <p>(5) モニタリングポストは、故障等により監視不能となった場合は、代替品等により監視するとともに速やかに修理する。</p>	<p>組織名称変更</p>

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読み替え前（平成30年1月22日修正版）	読み替え後（平成30年4月1日から適用）	理由
<p>(6) 理事長は、モニタリングポストを新たに設置した時又は変更した時は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長に様式4に定める届出書により7日以内に届け出る。</p> <p>(7) 理事長は、モニタリングポストを新たに設置した時又は変更した時は、原災法第11条第5項の検査を受けるため、様式4の現況届と併せて、検査を受けようとする設備の概要等を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、原子力規制委員会が行う検査を受検する。</p> <p>(8) モニタリングポストにより測定した放射線量は記録媒体に記録し、1年間保存するとともに、茨城県、東海村へ定期的に報告する。 また、モニタリングポストにより測定した放射線量は、紙面又は機構ホームページ等により公表する。</p> <p>2. 原子力防災資機材及びその他の原子力防災資機材の整備</p> <p>(1) 原子力防災資機材</p> <p>① 原子力防災管理者は、別表－5(1)に定める原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。また、それら資機材の操作習熟に努める。別図－4に原子力防災資機材の保管場所を示す。</p> <p>② 原子力防災管理者は、不具合が認められた場合は、速やかに修理又は代替品を補充する等、常に必要数量を確保する。</p> <p>③ 理事長は、原子力防災資機材を新たに備え付けた時は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長に様式5に定める届出書により7日以内に届け出る。また、毎年9月30日現在における備え付けの現況を同様の届出書により翌7日までに届け出る。</p> <p>(2) その他の原子力防災資機材</p> <p>原子力防災管理者は、別表－5(1)に示すその他の原子力防災資機材に関して必要な数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、不具合を認めた場合は、速やかに修理又は代替品を補充する等、常に使用可能な数量を確保する。</p> <p>(3) 原子力防災管理者は、原災法第26条第3項の規定に基づき国、地方公共団体等への貸与資機材について、必要数を確保するために機構内の他事業所（核燃料サイクル工学研究所、<u>大洗研究開発センター</u>）と連携して確保する。なお、不足の際は、機構対策本部長に要請して確保する。</p> <p>(4) 機構対策本部における原子力防災資機材の整備</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長は、別表－6に定める原子力防災資機材を確保する。また、別表－6に定める頻度で点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理又は代替品を補充する等、常に使用可能な数量を確保する。</p> <p>(5) 原子力事業所災害対策支援拠点における原子力防災資機材の整備</p> <p>核燃料サイクル工学研究所及び<u>大洗研究開発センター</u>の原子力防災管理者は、別表－7に定める原子力防災資機材を確保する。また、別表－7に定める頻度で点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理又は代替品を補充する等、常に使用可能な数量を確保する。</p> <p>3. 活動拠点施設及び避難場所の整備</p> <p>(1) 緊急時対策所</p>	<p>(6) 理事長は、モニタリングポストを新たに設置した時又は変更した時は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長に様式4に定める届出書により7日以内に届け出る。</p> <p>(7) 理事長は、モニタリングポストを新たに設置した時又は変更した時は、原災法第11条第5項の検査を受けるため、様式4の現況届と併せて、検査を受けようとする設備の概要等を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、原子力規制委員会が行う検査を受検する。</p> <p>(8) モニタリングポストにより測定した放射線量は記録媒体に記録し、1年間保存するとともに、茨城県、東海村へ定期的に報告する。 また、モニタリングポストにより測定した放射線量は、紙面又は機構ホームページ等により公表する。</p> <p>2. 原子力防災資機材及びその他の原子力防災資機材の整備</p> <p>(1) 原子力防災資機材</p> <p>① 原子力防災管理者は、別表－5(1)に定める原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。また、それら資機材の操作習熟に努める。別図－4に原子力防災資機材の保管場所を示す。</p> <p>② 原子力防災管理者は、不具合が認められた場合は、速やかに修理又は代替品を補充する等、常に必要数量を確保する。</p> <p>③ 理事長は、原子力防災資機材を新たに備え付けた時は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長に様式5に定める届出書により7日以内に届け出る。また、毎年9月30日現在における備え付けの現況を同様の届出書により翌7日までに届け出る。</p> <p>(2) その他の原子力防災資機材</p> <p>原子力防災管理者は、別表－5(1)に示すその他の原子力防災資機材に関して必要な数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、不具合を認めた場合は、速やかに修理又は代替品を補充する等、常に使用可能な数量を確保する。</p> <p>(3) 原子力防災管理者は、原災法第26条第3項の規定に基づき国、地方公共団体等への貸与資機材について、必要数を確保するために機構内の他事業所（核燃料サイクル工学研究所、<u>大洗研究所</u>）と連携して確保する。なお、不足の際は、機構対策本部長に要請して確保する。</p> <p>(4) 機構対策本部における原子力防災資機材の整備</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長は、別表－6に定める原子力防災資機材を確保する。また、別表－6に定める頻度で点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理又は代替品を補充する等、常に使用可能な数量を確保する。</p> <p>(5) 原子力事業所災害対策支援拠点における原子力防災資機材の整備</p> <p>核燃料サイクル工学研究所及び<u>大洗研究所</u>の原子力防災管理者は、別表－7に定める原子力防災資機材を確保する。また、別表－7に定める頻度で点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理又は代替品を補充する等、常に使用可能な数量を確保する。</p> <p>3. 活動拠点施設及び避難場所の整備</p> <p>(1) 緊急時対策所</p>	<p>組織名称変更</p> <p>組織名称変更</p>

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読み替え前（平成30年1月22日修正版）	読み替え後（平成30年4月1日から適用）	理 由
<p>① 原子力防災管理者は、原子力災害対策活動の拠点となる緊急時対策所及び関連設備を整備する。 別図－5に緊急時対策所（現地対策本部）及び事故現場指揮所の配置を示す。</p> <p>② 原子力防災管理者は、緊急時対策所について別表－8に示す要件が維持されていることを確認する。</p> <p>③ 原子力防災管理者は、非常用電源により緊急時対策所に電源が供給可能なように整備する。</p> <p>④ 原子力防災管理者は、別表－5(1)のその他の原子力防災資機材に示す以下の設備について、統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む）が確保できることを確認する。 ・テレビ会議システム、ファクシミリ、IP 電話</p> <p>(2) 気象観測設備 原子力防災管理者は、別図－3及び別表－9に示す気象観測設備に関して、次に掲げる措置を講ずる。</p> <p>① 気象観測機器は、毎年1回以上観測装置の点検を行う。</p> <p>② 気象観測結果は、記録媒体に記録し、1年間保存する。</p> <p>③ 当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理する。</p> <p>(3) 避難場所 原子力防災管理者は、特定事象が発生した場合、状況に応じて適切な場所に避難場所を指定し、関係者へ周知するとともに、これを変更した時も同様とする。</p> <p>(4) 機構対策本部</p> <p>① 安全・核セキュリティ統括部長は、本部緊急時対策室について別表－10に示す要件を維持する。</p> <p>② 安全・核セキュリティ統括部長は、本部緊急時対策室を地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とするため、別表－10に示す要件が維持されていることを確認する。</p> <p>③ 安全・核セキュリティ統括部長は、非常用電源を機構対策本部に供給可能なように整備・点検する。</p> <p>④ 安全・核セキュリティ統括部長は、別表－6に定める以下の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む）が確保できることを確認する。 ・テレビ会議システム、ファクシミリ、IP 電話</p> <p>(5) 原子力事業所災害対策支援拠点 安全・核セキュリティ統括部長は、以下に示す機能を有する原子力事業所災害対策支援拠点を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とするため、別表－11のとおりあらかじめ選定しておく。</p> <p>① 更衣及び使用済の防護服等の仮保管</p> <p>② サイト等立入車両の駐車</p> <p>③ 物資輸送体制の整備</p> <p>なお、原子力科学研究所と原子力事業所災害対策支援拠点の位置を別図－6に示す。</p>	<p>① 原子力防災管理者は、原子力災害対策活動の拠点となる緊急時対策所及び関連設備を整備する。 別図－5に緊急時対策所（現地対策本部）及び事故現場指揮所の配置を示す。</p> <p>② 原子力防災管理者は、緊急時対策所について別表－8に示す要件が維持されていることを確認する。</p> <p>③ 原子力防災管理者は、非常用電源により緊急時対策所に電源が供給可能なように整備する。</p> <p>④ 原子力防災管理者は、別表－5(1)のその他の原子力防災資機材に示す以下の設備について、統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む）が確保できることを確認する。 ・テレビ会議システム、ファクシミリ、IP 電話</p> <p>(2) 気象観測設備 原子力防災管理者は、別図－3及び別表－9に示す気象観測設備に関して、次に掲げる措置を講ずる。</p> <p>① 気象観測機器は、毎年1回以上観測装置の点検を行う。</p> <p>② 気象観測結果は、記録媒体に記録し、1年間保存する。</p> <p>③ 当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理する。</p> <p>(3) 避難場所 原子力防災管理者は、特定事象が発生した場合、状況に応じて適切な場所に避難場所を指定し、関係者へ周知するとともに、これを変更した時も同様とする。</p> <p>(4) 機構対策本部</p> <p>① 安全・核セキュリティ統括部長は、本部緊急時対策室について別表－10に示す要件を維持する。</p> <p>② 安全・核セキュリティ統括部長は、本部緊急時対策室を地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とするため、別表－10に示す要件が維持されていることを確認する。</p> <p>③ 安全・核セキュリティ統括部長は、非常用電源を機構対策本部に供給可能なように整備・点検する。</p> <p>④ 安全・核セキュリティ統括部長は、別表－6に定める以下の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む）が確保できることを確認する。 ・テレビ会議システム、ファクシミリ、IP 電話</p> <p>(5) 原子力事業所災害対策支援拠点 安全・核セキュリティ統括部長は、以下に示す機能を有する原子力事業所災害対策支援拠点を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とするため、別表－11のとおりあらかじめ選定しておく。</p> <p>① 更衣及び使用済の防護服等の仮保管</p> <p>② サイト等立入車両の駐車</p> <p>③ 物資輸送体制の整備</p> <p>なお、原子力科学研究所と原子力事業所災害対策支援拠点の位置を別図－6に示す。</p>	<p>変更なし</p>

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読み替え前（平成30年1月22日修正版）	読み替え後（平成30年4月1日から適用）	理 由
<p>4. 緊急時医療 原子力防災管理者は、別表－5(1)に定める安定ヨウ素剤等の医薬品の確保、職員等に対する放射線測定及び汚染の除去並びに応急措置に必要な設備等の整備を図る。 また、職員等の救急医療を行うため、あらかじめ近隣等の医療機関を確保する。</p> <p>第2章 第4節 ～ 第7節 （省略）</p> <p>第3章 第1節 （省略）</p> <p style="text-align: center;">第2節 応急措置</p> <p>1. 応急措置の実施計画 現地対策本部長は、本節第2項及び第3項に示す応急措置の実施にあたり、優先順位を考慮して措置内容及び実施担当者を明確にしたうえで、下記事項に関する措置の実施計画を策定する。</p> <p>(1) 施設や設備の整備及び点検 (2) 故障した設備等の応急の復旧 (3) その他応急措置の実施に必要な事項</p> <p>2. 応急措置の実施 (1) 避難誘導及び事業所内入構制限 ① 避難 現地対策本部長は、所内緊急放送等により必要に応じ、原子力災害対策活動に従事しない者、来訪者等を安全な避難場所に避難させる。 ② 避難状況の把握 現地対策本部長は、避難状況を把握するため、避難者の氏名等について、その情報を記録する。 ③ 入構制限及び車両の使用制限 現地対策本部長は、原子力災害対策活動に関係のない者及び車両について原子力科学研究所内への立ち入りを制限する。また、原子力科学研究所内における原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を制限する。</p> <p>(2) 放射線量の測定及び避難の要請 ① 現地対策本部長は、原子力科学研究所内及び敷地周辺の放射線量、並びに放射性物質の濃度の測定及び放出予測の実施を行い、放射能影響範囲を評価する。 ② 現地対策本部長は、モニタリングポストにより、$1\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量が検出（落雷の影響によるものであることが明らかであるものを除く。）された場合は、速やかに当該モニタリングポストの付近において中性子線測定器により、中性子線を測定する。 ③ 現地対策本部長は、茨城県、東海村及び関係周辺市町村等と情報の交換を行い、環境放射線モニタリングの結果及びその評価を共有する。 ④ 現地対策本部長は、OFC立ち上げ以前の放射線量測定の結果、原子力科学研究所敷地外の住民に対して屋内退避あるいは避難場所への避難が必要であると判断した場合</p>	<p>4. 緊急時医療 原子力防災管理者は、別表－5(1)に定める安定ヨウ素剤等の医薬品の確保、職員等に対する放射線測定及び汚染の除去並びに応急措置に必要な設備等の整備を図る。 また、職員等の救急医療を行うため、あらかじめ近隣等の医療機関を確保する。</p> <p>第2章 第4節 ～ 第7節 （変更なし）</p> <p>第3章 第1節 （変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第2節 応急措置</p> <p>1. 応急措置の実施計画 現地対策本部長は、本節第2項及び第3項に示す応急措置の実施にあたり、優先順位を考慮して措置内容及び実施担当者を明確にしたうえで、下記事項に関する措置の実施計画を策定する。</p> <p>(1) 施設や設備の整備及び点検 (2) 故障した設備等の応急の復旧 (3) その他応急措置の実施に必要な事項</p> <p>2. 応急措置の実施 (1) 避難誘導及び事業所内入構制限 ① 避難 現地対策本部長は、所内緊急放送等により必要に応じ、原子力災害対策活動に従事しない者、来訪者等を安全な避難場所に避難させる。 ② 避難状況の把握 現地対策本部長は、避難状況を把握するため、避難者の氏名等について、その情報を記録する。 ③ 入構制限及び車両の使用制限 現地対策本部長は、原子力災害対策活動に関係のない者及び車両について原子力科学研究所内への立ち入りを制限する。また、原子力科学研究所内における原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を制限する。</p> <p>(2) 放射線量の測定及び避難の要請 ① 現地対策本部長は、原子力科学研究所内及び敷地周辺の放射線量、並びに放射性物質の濃度の測定及び放出予測の実施を行い、放射能影響範囲を評価する。 ② 現地対策本部長は、モニタリングポストにより、$1\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量が検出（落雷の影響によるものであることが明らかであるものを除く。）された場合は、速やかに当該モニタリングポストの付近において中性子線測定器により、中性子線を測定する。 ③ 現地対策本部長は、茨城県、東海村及び関係周辺市町村等と情報の交換を行い、環境放射線モニタリングの結果及びその評価を共有する。 ④ 現地対策本部長は、OFC立ち上げ以前の放射線量測定の結果、原子力科学研究所敷地外の住民に対して屋内退避あるいは避難場所への避難が必要であると判断した場合</p>	<p>変更なし</p>

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読み替え前（平成30年1月22日修正版）	読み替え後（平成30年4月1日から適用）	理 由
<p>は、直ちにその旨を茨城県知事及び関係する市町村長に要請する。</p> <p>(3) 緊急時医療 現地対策本部長は、発生事象の状況及び被ばく線量に応じ、概ね以下に示す項目等の適切な救護措置を行うものとする。</p> <p>① 救難・救助 現地対策本部長は、負傷者及び放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者（以下「負傷者等」という。）を可能な限り放射線による影響が少ない場所に速やかに救出する。</p> <p>② 医療活動 現地対策本部長は、必要に応じて汚染検査、負傷者等の応急処置及び除染等の措置を講じ、緊急被ばく医療（初期被ばく医療）に関する契約を締結している医療機関、また必要に応じ二次被ばく医療機関及び茨城県（現地対策本部又はこれが設置されない時は緊急時医療所管課）や三次被ばく医療機関と連絡をとり、移送や治療の依頼等必要な措置を講じる。また、移送の際は、放射線管理要員を同行させる等の必要な措置を講じる。</p> <p>③ 二次災害防止に関する措置 現地対策本部長は、機構内他事業所、他の原子力事業者及び防災関係機関から派遣された要員（以下「派遣防災要員」という。）、救急隊等の汚染管理及び治療の際の汚染管理に資するため、派遣防災要員、救急隊到着時に事故の概要、負傷者等の放射性物質による汚染状況の情報を伝達する等の必要な措置を講じる。</p> <p>(4) 消火活動 現地対策本部長は、火災を伴う事故が発生した場合、速やかに火災の状況を把握し、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。</p> <p>(5) 汚染拡大の防止及び防護措置 ① 現地対策本部長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立ち入りを禁止する区域を設置し、標識により明示するとともに、必要に応じ緊急放送等を行い、原子力科学研究所内にいる者に周知する。また、放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。 ② 現地対策本部長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、適切な防護措置（防護服、防護マスク、個人線量計の着用等）を講じる。</p> <p>(6) 線量評価 現地対策本部長は、避難者及び原子力災害対策活動に従事する者の線量評価を行う。また、放射性物質による身体汚染が確認された場合には、速やかに汚染除去を行う。</p> <p>(7) 広報活動 現地対策本部長は、発生した特定事象等に関し、所掌施設の状況、応急措置の概要等の公表内容を取りまとめ、OFCにおける広報活動に協力するとともに、必要に応じ報道機関に対して定期的に広報を行う。</p> <p>(8) 応急復旧 ① 施設及び設備の整備並びに点検 現地対策本部長は、中央制御室等の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、原子力科学研究所諸施設及び設備の異常の状況及び機器の動作状況等の把</p>	<p>は、直ちにその旨を茨城県知事及び関係する市町村長に要請する。</p> <p>(3) 緊急時医療 現地対策本部長は、発生事象の状況及び被ばく線量に応じ、概ね以下に示す項目等の適切な救護措置を行うものとする。</p> <p>① 救難・救助 現地対策本部長は、負傷者及び放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者（以下「負傷者等」という。）を可能な限り放射線による影響が少ない場所に速やかに救出する。</p> <p>② 医療活動 現地対策本部長は、必要に応じて汚染検査、負傷者等の応急処置及び除染等の措置を講じ、緊急被ばく医療（原子力災害医療協力機関）に関する契約を締結している医療機関、また必要に応じ原子力災害拠点病院及び茨城県（現地対策本部又はこれが設置されない時は緊急時医療所管課）や高度被ばく医療センターと連絡をとり、移送や治療の依頼等必要な措置を講じる。また、移送の際は、放射線管理要員を同行させる等の必要な措置を講じる。</p> <p>③ 二次災害防止に関する措置 現地対策本部長は、機構内他事業所、他の原子力事業者及び防災関係機関から派遣された要員（以下「派遣防災要員」という。）、救急隊等の汚染管理及び治療の際の汚染管理に資するため、派遣防災要員、救急隊到着時に事故の概要、負傷者等の放射性物質による汚染状況の情報を伝達する等の必要な措置を講じる。</p> <p>(4) 消火活動 現地対策本部長は、火災を伴う事故が発生した場合、速やかに火災の状況を把握し、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。</p> <p>(5) 汚染拡大の防止及び防護措置 ① 現地対策本部長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立ち入りを禁止する区域を設置し、標識により明示するとともに、必要に応じ緊急放送等を行い、原子力科学研究所内にいる者に周知する。また、放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。 ② 現地対策本部長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、適切な防護措置（防護服、防護マスク、個人線量計の着用等）を講じる。</p> <p>(6) 線量評価 現地対策本部長は、避難者及び原子力災害対策活動に従事する者の線量評価を行う。また、放射性物質による身体汚染が確認された場合には、速やかに汚染除去を行う。</p> <p>(7) 広報活動 現地対策本部長は、発生した特定事象等に関し、所掌施設の状況、応急措置の概要等の公表内容を取りまとめ、OFCにおける広報活動に協力するとともに、必要に応じ報道機関に対して定期的に広報を行う。</p> <p>(8) 応急復旧 ① 施設及び設備の整備並びに点検 現地対策本部長は、中央制御室等の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、原子力科学研究所諸施設及び設備の異常の状況及び機器の動作状況等の把</p>	<p>医療機関名称の変更に係る見直し</p>

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読み替え前（平成30年1月22日修正版）	読み替え後（平成30年4月1日から適用）	理 由
<p>握に努める。</p> <p>② 応急の復旧対策 現地対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、本節第1項で策定した実施計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。</p> <p>(9) 原子力災害の拡大防止を図るための措置 現地対策本部長は、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の拡大防止を図るための措置を検討及び実施のため、以下に示す措置を実施する。</p> <p>① 主要運転データにより原子炉施設及び核燃料物質使用施設の運転状態を把握し、放射性物質の漏えい、放出等あるいはその可能性の有無を評価する。</p> <p>② 発生事象に対する工学的安全施設等の健全性及び運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射性物質が外部へ放出される可能性を評価する。</p> <p>③ 可能な限り発生事故等に起因する放射性物質の漏えい、放出等の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射性物質の量の予測を行う。</p> <p>④ 事故発生施設については、事故拡大防止に必要な運転上の措置を行う。</p> <p>⑤ その他の施設については、事故発生施設からの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。</p> <p>⑥ 環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。</p> <p>(10) 資機材の調達及び輸送 現地対策本部長は、原子力防災資機材及びその他資機材の使用状況を調査し、不足している資機材がある場合、購入又は借用により調達する。また、現地対策本部長は、原子力科学研究所において十分に調達できない場合、機構対策本部長に必要とする資機材の調達及び輸送を要請する。</p> <p>(11) 応援の要請 現地対策本部長は、原子力科学研究所において応急措置に必要な要員が十分に確保できない場合、機構対策本部長に必要とする派遣防災要員の確保及び派遣を要請する。</p> <p>(12) 機構対策本部の支援 機構対策本部長は、(10)号及び(11)号の要請を受けたときは、原子力科学研究所の支援に必要な資機材の確保及び応急復旧要員の派遣等を行う。</p> <p>第3項 ～ 第5節 （省略）</p> <p>第3節 （省略）</p> <p>第4章 ～ 第5章 （省略）</p> <p>別図－1(1) ～ 別図－2(2) （省略）</p>	<p>握に努める。</p> <p>② 応急の復旧対策 現地対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、本節第1項で策定した実施計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。</p> <p>(9) 原子力災害の拡大防止を図るための措置 現地対策本部長は、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の拡大防止を図るための措置を検討及び実施のため、以下に示す措置を実施する。</p> <p>① 主要運転データにより原子炉施設及び核燃料物質使用施設の運転状態を把握し、放射性物質の漏えい、放出等あるいはその可能性の有無を評価する。</p> <p>② 発生事象に対する工学的安全施設等の健全性及び運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射性物質が外部へ放出される可能性を評価する。</p> <p>③ 可能な限り発生事故等に起因する放射性物質の漏えい、放出等の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射性物質の量の予測を行う。</p> <p>④ 事故発生施設については、事故拡大防止に必要な運転上の措置を行う。</p> <p>⑤ その他の施設については、事故発生施設からの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。</p> <p>⑥ 環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。</p> <p>(10) 資機材の調達及び輸送 現地対策本部長は、原子力防災資機材及びその他資機材の使用状況を調査し、不足している資機材がある場合、購入又は借用により調達する。また、現地対策本部長は、原子力科学研究所において十分に調達できない場合、機構対策本部長に必要とする資機材の調達及び輸送を要請する。</p> <p>(11) 応援の要請 現地対策本部長は、原子力科学研究所において応急措置に必要な要員が十分に確保できない場合、機構対策本部長に必要とする派遣防災要員の確保及び派遣を要請する。</p> <p>(12) 機構対策本部の支援 機構対策本部長は、(10)号及び(11)号の要請を受けたときは、原子力科学研究所の支援に必要な資機材の確保及び応急復旧要員の派遣等を行う。</p> <p>第3項 ～ 第5節 （変更なし）</p> <p>第3節 （変更なし）</p> <p>第4章 ～ 第5章 （変更なし）</p> <p>別図－1(1) ～ 別図－2(2) （変更なし）</p>	<p>変更なし</p>

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読み替え前 (平成30年1月22日修正版)	読み替え後 (平成30年4月1日から適用)	理由
<p>別図-2 (3) 原子力科学研究所内通報連絡系統</p>	<p>別図-2 (3) 原子力科学研究所内通報連絡系統</p>	<p>組織名称変更</p>

別図-3 ~ 別図-5 (省略)

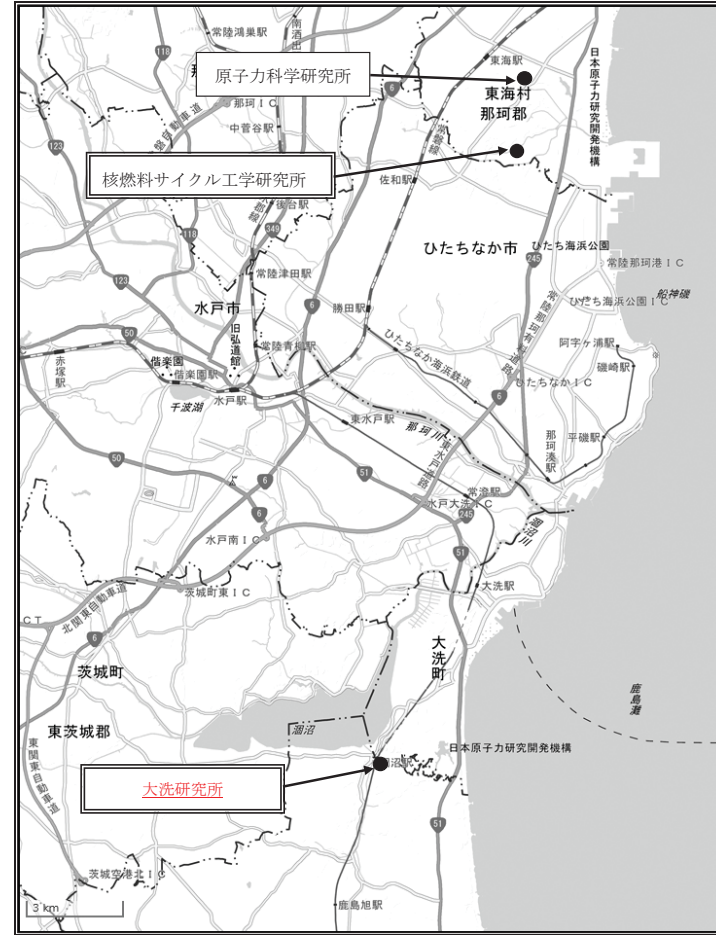
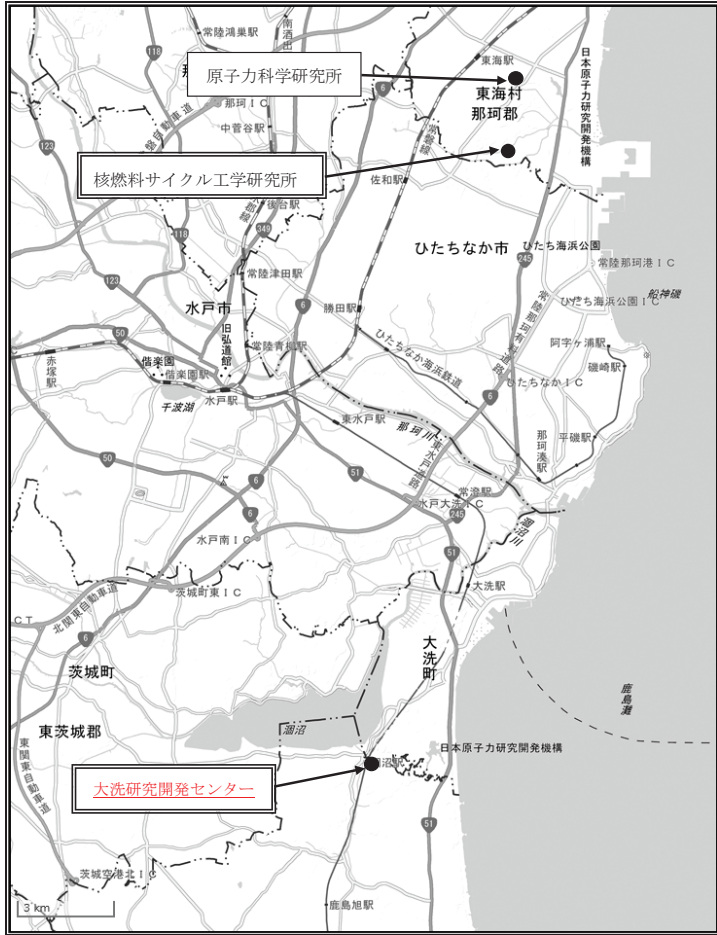
別図-3 ~ 別図-5 (変更なし)

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読み替え前 (平成30年1月22日修正版)

読み替え後 (平成30年4月1日から適用)

理由



組織名称変更

出典：地理院地図（電子国土WEB）

出典：地理院地図（電子国土WEB）

凡例： は原子力事業所災害対策支援拠点

凡例： は原子力事業所災害対策支援拠点

別図－6 原子力事業所災害対策支援拠点の位置

別図－6 原子力事業所災害対策支援拠点の位置

別表－1 ～ 別表－2 (省略)

別表－1 ～ 別表－2 (変更なし)

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読み替え前 (平成 30 年 1 月 22 日修正版)	読み替え後 (平成 30 年 4 月 1 日から適用)	理 由																																																								
<p>別表－3 原子力防災管理者の代行順位</p> <p>原子力防災管理者の代行順位は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="174 304 855 1112"> <thead> <tr> <th>順 位</th> <th>役 職 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>副所長 <u>(保安管理部等担当)</u></td></tr> <tr><td>2</td><td>副所長 <u>(福島技術開発試験部等担当)</u></td></tr> <tr><td>3</td><td><u>副所長 (計画管理室等担当)</u></td></tr> <tr><td>4</td><td>保安管理部長</td></tr> <tr><td>5</td><td><u>放射線管理部長</u></td></tr> <tr><td>6</td><td><u>研究炉加速器管理部長</u></td></tr> <tr><td>7</td><td><u>福島技術開発試験部長</u></td></tr> <tr><td>8</td><td>バックエンド技術部長</td></tr> <tr><td>9</td><td>工務技術部長</td></tr> <tr><td>10</td><td><u>計画管理室長</u></td></tr> <tr><td>11</td><td>保安管理部次長</td></tr> <tr><td>12</td><td><u>研究炉加速器管理部次長</u></td></tr> <tr><td>13</td><td><u>福島技術開発試験部次長</u></td></tr> <tr><td>14</td><td>バックエンド技術部次長</td></tr> </tbody> </table> <p>副所長の人数、順位については、人事異動又は担当業務の変更に伴い変更される場合がある。</p>	順 位	役 職 名	1	副所長 <u>(保安管理部等担当)</u>	2	副所長 <u>(福島技術開発試験部等担当)</u>	3	<u>副所長 (計画管理室等担当)</u>	4	保安管理部長	5	<u>放射線管理部長</u>	6	<u>研究炉加速器管理部長</u>	7	<u>福島技術開発試験部長</u>	8	バックエンド技術部長	9	工務技術部長	10	<u>計画管理室長</u>	11	保安管理部次長	12	<u>研究炉加速器管理部次長</u>	13	<u>福島技術開発試験部次長</u>	14	バックエンド技術部次長	<p>別表－3 原子力防災管理者の代行順位</p> <p>原子力防災管理者の代行順位は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1104 304 1785 1010"> <thead> <tr> <th>順 位</th> <th>役 職 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>副所長 <u>兼放射線管理部長</u></td></tr> <tr><td>2</td><td>副所長</td></tr> <tr><td>3</td><td>保安管理部長</td></tr> <tr><td>4</td><td><u>研究炉加速器技術部長</u></td></tr> <tr><td>5</td><td><u>臨界ホット試験技術部長</u></td></tr> <tr><td>6</td><td>バックエンド技術部長</td></tr> <tr><td>7</td><td>工務技術部長</td></tr> <tr><td>8</td><td><u>計画管理部次長 (防災担当)</u></td></tr> <tr><td>9</td><td>保安管理部次長 <u>(防災担当)</u></td></tr> <tr><td>10</td><td><u>研究炉加速器技術部次長 (防災担当)</u></td></tr> <tr><td>11</td><td><u>臨界ホット試験技術部次長 (防災担当)</u></td></tr> <tr><td>12</td><td>バックエンド技術部次長</td></tr> </tbody> </table> <p>副所長の人数、順位については、人事異動又は担当業務の変更に伴い変更される場合がある。</p>	順 位	役 職 名	1	副所長 <u>兼放射線管理部長</u>	2	副所長	3	保安管理部長	4	<u>研究炉加速器技術部長</u>	5	<u>臨界ホット試験技術部長</u>	6	バックエンド技術部長	7	工務技術部長	8	<u>計画管理部次長 (防災担当)</u>	9	保安管理部次長 <u>(防災担当)</u>	10	<u>研究炉加速器技術部次長 (防災担当)</u>	11	<u>臨界ホット試験技術部次長 (防災担当)</u>	12	バックエンド技術部次長	<p>組織名称変更及び人事異動に伴う変更</p>
順 位	役 職 名																																																									
1	副所長 <u>(保安管理部等担当)</u>																																																									
2	副所長 <u>(福島技術開発試験部等担当)</u>																																																									
3	<u>副所長 (計画管理室等担当)</u>																																																									
4	保安管理部長																																																									
5	<u>放射線管理部長</u>																																																									
6	<u>研究炉加速器管理部長</u>																																																									
7	<u>福島技術開発試験部長</u>																																																									
8	バックエンド技術部長																																																									
9	工務技術部長																																																									
10	<u>計画管理室長</u>																																																									
11	保安管理部次長																																																									
12	<u>研究炉加速器管理部次長</u>																																																									
13	<u>福島技術開発試験部次長</u>																																																									
14	バックエンド技術部次長																																																									
順 位	役 職 名																																																									
1	副所長 <u>兼放射線管理部長</u>																																																									
2	副所長																																																									
3	保安管理部長																																																									
4	<u>研究炉加速器技術部長</u>																																																									
5	<u>臨界ホット試験技術部長</u>																																																									
6	バックエンド技術部長																																																									
7	工務技術部長																																																									
8	<u>計画管理部次長 (防災担当)</u>																																																									
9	保安管理部次長 <u>(防災担当)</u>																																																									
10	<u>研究炉加速器技術部次長 (防災担当)</u>																																																									
11	<u>臨界ホット試験技術部次長 (防災担当)</u>																																																									
12	バックエンド技術部次長																																																									
<p>別表－4 ～ 別表－5 (省略)</p>	<p>別表－4 ～ 別表－5 (変更なし)</p>																																																									

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読み替え前 (平成 30 年 1 月 22 日修正版)					読み替え後 (平成 30 年 4 月 1 日から適用)					理 由
別表－6 機構対策本部の原子力防災資機材					別表－6 機構対策本部の原子力防災資機材					
分類	名 称	数量	点検頻度	保管場所	分類	名 称	数量	点検頻度	保管場所	
非常用通信機器	電話回線	6 回線	—	本部緊急時対策室	非常用通信機器	電話回線	6 回線	—	本部緊急時対策室	記載の適正化
	機構内電話	4 回線	1 回/年	本部緊急時対策室		機構内電話	4 回線	1 回/年	本部緊急時対策室	
	ファクシミリ	2 台	1 回/年	本部緊急時対策室		ファクシミリ	2 台	1 回/年	本部緊急時対策室	
	衛星携帯電話	1 台	1 回/年	本部緊急時対策室		衛星携帯電話	1 台	1 回/年	本部緊急時対策室	
統合原子力防災ネットワーク用通信機器 (衛星系/地上系)	テレビ会議システム ※	1 台	1 回/年	本部緊急時対策室	統合原子力防災ネットワーク用通信機器 (衛星系/地上系)	テレビ会議システム ※	1 台	1 回/年	本部緊急時対策室	
	ファクシミリ (衛星)	1 台	1 回/年	本部緊急時対策室		ファクシミリ (衛星、 <u>地上</u>)	各 1 台	1 回/年	本部緊急時対策室	
	I P 電話 (衛星、地上)	各 1 台	1 回/年	本部緊急時対策室		I P 電話 (衛星、地上)	各 1 台	1 回/年	本部緊急時対策室	
その他資機材	非常用食料 (7 日分)	660 食	1 回/年	本部安全管理棟 1 階	その他資機材	非常用食料 (7 日分)	660 食	1 回/年	本部安全管理棟 1 階	
	非常用発電機	1 台	1 回/年	本部安全管理棟 1 階		非常用発電機	1 台	1 回/年	本部安全管理棟 1 階	
	燃料 (重油)	約 16,800ℓ	1 回/年	地下タンク		燃料 (重油)	約 16,800ℓ	1 回/年	地下タンク	

※：定期的な接続確認は、あらかじめ定めるところによる。

※：定期的な接続確認は、あらかじめ定めるところによる。

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読み替え前 (平成 30 年 1 月 22 日修正版)					読み替え後 (平成 30 年 4 月 1 日から適用)					理 由		
別表-7 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災資機材					別表-7 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災資機材					組織名称変更		
1. 日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所					1. 日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所							
分類	名称	数量	点検頻度	保管場所	分類	名称	数量	点検頻度	保管場所			
放射線障害 防護用器具	汚染防護服 (タイベック等)	10組	1回/年	核燃料サイ クル工学研 究所内	放射線障害 防護用器具	汚染防護服 (タイベック等)	10組	1回/年	核燃料サイ クル工学研 究所内			
	フィルター付防護マスク	10個	1回/年			放射線計測 器	フィルター付防護マスク	10個			1回/年	
	空気呼吸器	1台	1回/年				放射線サーバイメータ (α)	1台			1回/年	
放射線計測 器	放射線サーバイメータ (α)	1台	1回/年		放射線サーバイメータ (β)		1台	1回/年				
	放射線サーバイメータ (β)	1台	1回/年		放射線サーバイメータ (γ)	1台	1回/年					
	放射線サーバイメータ (γ)	1台	1回/年		非常用通信 機器	携帯電話	1台	1回/年				
非常用通信 機器	携帯電話	1台	1回/年		非常用通信 機器	携帯電話	1台	1回/年			その他	非常用食料
その他	非常用食料	-※	-	-	その他	非常用食料	-※	-	-			
※：必要な食料及び飲料水は、小売店からの調達等により確保する。					※：必要な食料及び飲料水は、小売店からの調達等により確保する。							
2. 日本原子力研究開発機構 <u>大洗研究開発センター</u>					2. 日本原子力研究開発機構 <u>大洗研究所</u>					組織名称変更		
分類	名称	数量	点検頻度	保管場所	分類	名称	数量	点検頻度	保管場所			
放射線障害 防護用器具	汚染防護服 (タイベック等)	10組	1回/年	<u>大洗研究開 発センター</u> 内	放射線障害 防護用器具	汚染防護服 (タイベック等)	10組	1回/年	<u>大洗研究所</u> 内			
	フィルター付防護マスク	10個	1回/年			放射線計測 器	フィルター付防護マスク	10個		1回/年		
	空気呼吸器	1台	1回/年				放射線サーバイメータ (α)	1台		1回/年		
放射線計測 器	放射線サーバイメータ (α)	1台	1回/年		放射線サーバイメータ (β)		1台	1回/年				
	放射線サーバイメータ (β)	1台	1回/年		放射線サーバイメータ (γ)	1台	1回/年					
	放射線サーバイメータ (γ)	1台	1回/年		非常用通信 機器	携帯電話	1台	1回/年				
非常用通信 機器	携帯電話	1台	1回/年		非常用通信 機器	携帯電話	1台	1回/年		その他	非常用食料	-※
その他	非常用食料	-※	-	-	その他	非常用食料	-※	-	-			
※：必要な食料及び飲料水は、小売店からの調達等により確保する。					※：必要な食料及び飲料水は、小売店からの調達等により確保する。							

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読み替え前 (平成 30 年 1 月 22 日修正版)	読み替え後 (平成 30 年 4 月 1 日から適用)	理 由																																								
<p>別表－8 ～ 別表－10 (省略)</p> <p>別表－11 原子力事業所災害対策支援拠点の場所</p> <p>1. 日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所：防災管理棟</p> <table border="1" data-bbox="145 367 916 646"> <tr><td>所在地</td><td>茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 3 3</td></tr> <tr><td>原子力科学研究所からの距離</td><td>約 2 km</td></tr> <tr><td>広さ、標高</td><td>緊急時対策所の床面積 約 4 0 0 m²、標高 約 7 m</td></tr> <tr><td>施設構成、概要</td><td>鉄筋コンクリート造 2 階建</td></tr> <tr><td>その他</td><td>ディーゼル発電機 (自家発電設備)</td></tr> </table> <p>2. 日本原子力研究開発機構 <u>大洗研究開発センター</u>：安全情報交流棟</p> <table border="1" data-bbox="145 738 916 1018"> <tr><td>所在地</td><td>茨城県東茨城郡大洗町成田町 4 0 0 2 番地</td></tr> <tr><td>原子力科学研究所からの距離</td><td>約 2 0 km</td></tr> <tr><td>広さ、標高</td><td>緊急時対策所の床面積 約 4 0 0 m²、標高 約 3 8 m</td></tr> <tr><td>施設構成、概要</td><td>鉄筋コンクリート造 2 階建</td></tr> <tr><td>その他</td><td>非常用発電機</td></tr> </table>	所在地	茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 3 3	原子力科学研究所からの距離	約 2 km	広さ、標高	緊急時対策所の床面積 約 4 0 0 m ² 、標高 約 7 m	施設構成、概要	鉄筋コンクリート造 2 階建	その他	ディーゼル発電機 (自家発電設備)	所在地	茨城県東茨城郡大洗町成田町 4 0 0 2 番地	原子力科学研究所からの距離	約 2 0 km	広さ、標高	緊急時対策所の床面積 約 4 0 0 m ² 、標高 約 3 8 m	施設構成、概要	鉄筋コンクリート造 2 階建	その他	非常用発電機	<p>別表－8 ～ 別表－10 (省略)</p> <p>別表－11 原子力事業所災害対策支援拠点の場所</p> <p>1. 日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所：防災管理棟</p> <table border="1" data-bbox="1075 367 1845 646"> <tr><td>所在地</td><td>茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 3 3</td></tr> <tr><td>原子力科学研究所からの距離</td><td>約 2 km</td></tr> <tr><td>広さ、標高</td><td>緊急時対策所の床面積 約 4 0 0 m²、標高 約 7 m</td></tr> <tr><td>施設構成、概要</td><td>鉄筋コンクリート造 2 階建</td></tr> <tr><td>その他</td><td>ディーゼル発電機 (自家発電設備)</td></tr> </table> <p>2. 日本原子力研究開発機構 <u>大洗研究所</u>：安全情報交流棟</p> <table border="1" data-bbox="1075 738 1845 1018"> <tr><td>所在地</td><td>茨城県東茨城郡大洗町成田町 4 0 0 2 番地</td></tr> <tr><td>原子力科学研究所からの距離</td><td>約 2 0 km</td></tr> <tr><td>広さ、標高</td><td>緊急時対策所の床面積 約 4 0 0 m²、標高 約 3 8 m</td></tr> <tr><td>施設構成、概要</td><td>鉄筋コンクリート造 2 階建</td></tr> <tr><td>その他</td><td>非常用発電機</td></tr> </table>	所在地	茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 3 3	原子力科学研究所からの距離	約 2 km	広さ、標高	緊急時対策所の床面積 約 4 0 0 m ² 、標高 約 7 m	施設構成、概要	鉄筋コンクリート造 2 階建	その他	ディーゼル発電機 (自家発電設備)	所在地	茨城県東茨城郡大洗町成田町 4 0 0 2 番地	原子力科学研究所からの距離	約 2 0 km	広さ、標高	緊急時対策所の床面積 約 4 0 0 m ² 、標高 約 3 8 m	施設構成、概要	鉄筋コンクリート造 2 階建	その他	非常用発電機	<p>組織名称変更</p>
所在地	茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 3 3																																									
原子力科学研究所からの距離	約 2 km																																									
広さ、標高	緊急時対策所の床面積 約 4 0 0 m ² 、標高 約 7 m																																									
施設構成、概要	鉄筋コンクリート造 2 階建																																									
その他	ディーゼル発電機 (自家発電設備)																																									
所在地	茨城県東茨城郡大洗町成田町 4 0 0 2 番地																																									
原子力科学研究所からの距離	約 2 0 km																																									
広さ、標高	緊急時対策所の床面積 約 4 0 0 m ² 、標高 約 3 8 m																																									
施設構成、概要	鉄筋コンクリート造 2 階建																																									
その他	非常用発電機																																									
所在地	茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 3 3																																									
原子力科学研究所からの距離	約 2 km																																									
広さ、標高	緊急時対策所の床面積 約 4 0 0 m ² 、標高 約 7 m																																									
施設構成、概要	鉄筋コンクリート造 2 階建																																									
その他	ディーゼル発電機 (自家発電設備)																																									
所在地	茨城県東茨城郡大洗町成田町 4 0 0 2 番地																																									
原子力科学研究所からの距離	約 2 0 km																																									
広さ、標高	緊急時対策所の床面積 約 4 0 0 m ² 、標高 約 3 8 m																																									
施設構成、概要	鉄筋コンクリート造 2 階建																																									
その他	非常用発電機																																									

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読み替え前（平成30年1月22日修正版）								読み替え後（平成30年4月1日から適用）								理由
別表-12 原子力災害対策活動で使用する資料								別表-12 原子力災害対策活動で使用する資料								
	資料名	OFC	OFC (事業者 ブース)	ERC (事業者 ブース)	現地对 策本部	機構対 策本部	原子力事 業所災害 対策支援 拠点※2		資料名	OFC	OFC (事業者 ブース)	ERC (事業者 ブース)	現地对 策本部	機構対 策本部	原子力事 業所災害 対策支援 拠点※2	
1. 組織及び体制に関する資料	原子力事業者防災業務計画 ※1	○	○	○	○	○	○	1. 組織及び体制に関する資料	原子力事業者防災業務計画 ※1	○	○	○	○	○	○	
	原子炉施設保安規定 ※1	○	○	○	○	○	—		原子炉施設保安規定 ※1	○	○	○	○	○	—	
	核燃料物質使用施設等保安規定 ※1	○	○	○	○	○	—		核燃料物質使用施設等保安規定 ※1	○	○	○	○	○	—	
	廃棄物埋設施設保安規定 ※1	○	○	○	○	○	—		廃棄物埋設施設保安規定 ※1	○	○	○	○	○	—	
	連絡体制表並びに現地对策本部構成要員リスト	—	○	—	○	—	—		連絡体制表並びに現地对策本部構成要員リスト	—	○	—	○	—	—	
2. 社会環境に関する資料	原子力科学研究所周辺地図	—	○	—	○	—	○	2. 社会環境に関する資料	原子力科学研究所周辺地図	—	○	—	○	—	○	
	原子力科学研究所周辺人口関連資料	—	○	—	○	—	○		原子力科学研究所周辺人口関連資料	—	○	—	○	—	○	
3. 放射能推定に関する資料	原子力科学研究所施設配置図 ※1	○	○	○	○	○	○	3. 放射能推定に関する資料	原子力科学研究所施設配置図 ※1	○	○	○	○	○	○	
	原子力科学研究所気象観測関連資料	—	○	—	○	○	○		原子力科学研究所気象観測関連資料	—	○	—	○	○	○	
	原子力科学研究所周辺環境モニタリング関連資料	—	○	—	○	○	○		原子力科学研究所周辺環境モニタリング関連資料	—	○	—	○	○	○	
	原子炉施設設置許可申請書 ※1	○	○	○	○	○	—		原子炉施設設置許可申請書 ※1	○	○	○	○	○	—	
	核燃料物質使用許可申請書 ※1	○	○	○	○	○	—		核燃料物質使用許可申請書 ※1	○	○	○	○	○	—	
	廃棄物埋設事業許可申請書 ※1	○	○	○	○	○	—		廃棄物埋設事業許可申請書 ※1	○	○	○	○	○	—	
	プラント系統図	—	○	○	○	○	—		プラント系統図	—	○	○	○	○	—	
	原子炉安全保護系ロジック一覧表	—	○	○	○	○	—		原子炉安全保護系ロジック一覧表	—	○	○	○	○	—	
	プラントの放射線計測配置図	—	○	○	○	○	—		プラントの放射線計測配置図	—	○	○	○	○	—	
プラント主要設備の概要	—	○	○	○	○	—	プラント主要設備の概要	—	○	○	○	○	—			
4. 事業所外運搬に関する資料	全国道路地図	—	—	—	○	—	—	4. 事業所外運搬に関する資料	全国道路地図	—	—	—	○	—	—	組織名称変更

※1：原災法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する省令第3条に基づき、内閣総理大臣に提出する資料

※2：核燃料サイクル工学研究所及び大洗研究開発センター

別表-13(1) ～ 別表-15(3) (省略)

※1：原災法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する省令第3条に基づき、内閣総理大臣に提出する資料

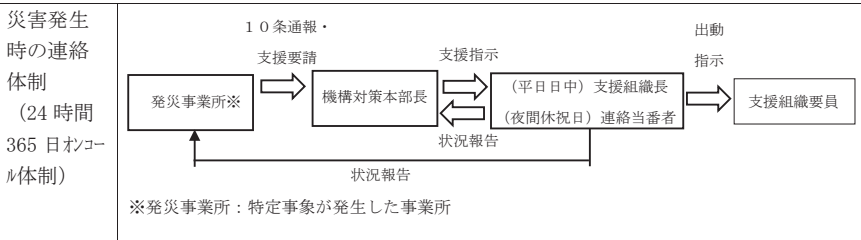
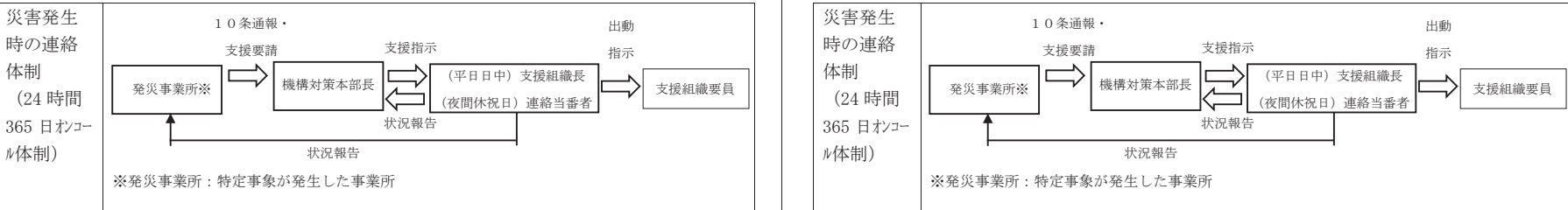
※2：核燃料サイクル工学研究所及び大洗研究所

別表-13(1) ～ 別表-15(3) (省略)

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読み替え前（平成30年1月22日修正版）	読み替え後（平成30年4月1日から適用）	理由																																				
<p style="text-align: center;">別表-16 原子力緊急事態支援組織</p> <p>1. 原子力緊急事態支援組織の概要</p> <table border="1" data-bbox="103 367 931 686"> <tr> <td>実施主体</td> <td>国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>檜葉遠隔技術開発センター <u>モックアップ試験施設部</u></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>福島県双葉郡檜葉町大字山田岡字仲丸 1-22</td> </tr> <tr> <td>施設概要</td> <td>檜葉遠隔技術開発センター内の以下の施設 研究管理棟（事務室の一部他）、試験棟（要素試験エリアの一部、共通エリアの一部）及び付属建屋（資機材保管室の一部）、車庫の一部、倉庫の一部等</td> </tr> <tr> <td>要員数</td> <td>7名（組織長、支援組織要員）</td> </tr> </table> <p>2. 平常時の主な業務</p> <table border="1" data-bbox="103 778 931 1407"> <tr> <td>資機材の集中管理</td> <td>保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。</td> </tr> <tr> <td>資機材の機能向上及び拡充</td> <td>国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。</td> </tr> <tr> <td>資機材操作要員の養成訓練</td> <td>支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・場所： 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 檜葉遠隔技術開発センター内、又はその他の訓練場所 ・頻度： 操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容： 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 機構内各事業所の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・場所： 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 檜葉遠隔技術開発センター内、又はその他の訓練場所 ・頻度： 操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回/年）に実施 ・主な内容： 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 </td> </tr> <tr> <td>原子力防災訓練への協力</td> <td>機構内各事業所が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業所との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。</td> </tr> </table>	実施主体	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	名称	檜葉遠隔技術開発センター <u>モックアップ試験施設部</u>	所在地	福島県双葉郡檜葉町大字山田岡字仲丸 1-22	施設概要	檜葉遠隔技術開発センター内の以下の施設 研究管理棟（事務室の一部他）、試験棟（要素試験エリアの一部、共通エリアの一部）及び付属建屋（資機材保管室の一部）、車庫の一部、倉庫の一部等	要員数	7名（組織長、支援組織要員）	資機材の集中管理	保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。	資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。	資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・場所： 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 檜葉遠隔技術開発センター内、又はその他の訓練場所 ・頻度： 操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容： 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 機構内各事業所の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・場所： 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 檜葉遠隔技術開発センター内、又はその他の訓練場所 ・頻度： 操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回/年）に実施 ・主な内容： 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 	原子力防災訓練への協力	機構内各事業所が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業所との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。	<p style="text-align: center;">別表-16 原子力緊急事態支援組織</p> <p>1. 原子力緊急事態支援組織の概要</p> <table border="1" data-bbox="1030 367 1859 686"> <tr> <td>実施主体</td> <td>国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>檜葉遠隔技術開発センター</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>福島県双葉郡檜葉町大字山田岡字仲丸 1-22</td> </tr> <tr> <td>施設概要</td> <td>檜葉遠隔技術開発センター内の以下の施設 研究管理棟（事務室の一部他）、試験棟（要素試験エリアの一部、共通エリアの一部）及び付属建屋（資機材保管室の一部）、車庫の一部、倉庫の一部等</td> </tr> <tr> <td>要員数</td> <td>7名（組織長、支援組織要員）</td> </tr> </table> <p>2. 平常時の主な業務</p> <table border="1" data-bbox="1030 778 1859 1407"> <tr> <td>資機材の集中管理</td> <td>保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。</td> </tr> <tr> <td>資機材の機能向上及び拡充</td> <td>国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。</td> </tr> <tr> <td>資機材操作要員の養成訓練</td> <td>支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・場所： 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 檜葉遠隔技術開発センター内、又はその他の訓練場所 ・頻度： 操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容： 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 機構内各事業所の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・場所： 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 檜葉遠隔技術開発センター内、又はその他の訓練場所 ・頻度： 操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回/年）に実施 ・主な内容： 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 </td> </tr> <tr> <td>原子力防災訓練への協力</td> <td>機構内各事業所が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業所との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。</td> </tr> </table>	実施主体	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	名称	檜葉遠隔技術開発センター	所在地	福島県双葉郡檜葉町大字山田岡字仲丸 1-22	施設概要	檜葉遠隔技術開発センター内の以下の施設 研究管理棟（事務室の一部他）、試験棟（要素試験エリアの一部、共通エリアの一部）及び付属建屋（資機材保管室の一部）、車庫の一部、倉庫の一部等	要員数	7名（組織長、支援組織要員）	資機材の集中管理	保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。	資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。	資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・場所： 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 檜葉遠隔技術開発センター内、又はその他の訓練場所 ・頻度： 操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容： 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 機構内各事業所の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・場所： 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 檜葉遠隔技術開発センター内、又はその他の訓練場所 ・頻度： 操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回/年）に実施 ・主な内容： 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 	原子力防災訓練への協力	機構内各事業所が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業所との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。	<p style="text-align: center;">理由</p> <p style="text-align: center;">組織名称変更</p>
実施主体	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構																																					
名称	檜葉遠隔技術開発センター <u>モックアップ試験施設部</u>																																					
所在地	福島県双葉郡檜葉町大字山田岡字仲丸 1-22																																					
施設概要	檜葉遠隔技術開発センター内の以下の施設 研究管理棟（事務室の一部他）、試験棟（要素試験エリアの一部、共通エリアの一部）及び付属建屋（資機材保管室の一部）、車庫の一部、倉庫の一部等																																					
要員数	7名（組織長、支援組織要員）																																					
資機材の集中管理	保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。																																					
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。																																					
資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・場所： 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 檜葉遠隔技術開発センター内、又はその他の訓練場所 ・頻度： 操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容： 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 機構内各事業所の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・場所： 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 檜葉遠隔技術開発センター内、又はその他の訓練場所 ・頻度： 操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回/年）に実施 ・主な内容： 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 																																					
原子力防災訓練への協力	機構内各事業所が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業所との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。																																					
実施主体	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構																																					
名称	檜葉遠隔技術開発センター																																					
所在地	福島県双葉郡檜葉町大字山田岡字仲丸 1-22																																					
施設概要	檜葉遠隔技術開発センター内の以下の施設 研究管理棟（事務室の一部他）、試験棟（要素試験エリアの一部、共通エリアの一部）及び付属建屋（資機材保管室の一部）、車庫の一部、倉庫の一部等																																					
要員数	7名（組織長、支援組織要員）																																					
資機材の集中管理	保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。																																					
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。																																					
資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・場所： 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 檜葉遠隔技術開発センター内、又はその他の訓練場所 ・頻度： 操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容： 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 機構内各事業所の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・場所： 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 檜葉遠隔技術開発センター内、又はその他の訓練場所 ・頻度： 操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回/年）に実施 ・主な内容： 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 																																					
原子力防災訓練への協力	機構内各事業所が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業所との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。																																					

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読み替え前 (平成 30 年 1 月 22 日修正版)	読み替え後 (平成 30 年 4 月 1 日から適用)	理由																																												
<p>3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容</p>  <p>災害発生時の連絡体制 (24 時間 365 日オンコール体制)</p> <p>※発災事業所：特定事象が発生した事業所</p> <p>発災事業所への支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構対策本部長からの支援指示後、支援組織の要員を招集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。 ・支援組織から事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害、天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプター等による事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 ・以上の活動については、機構対策本部の指揮命令のもとに実施する。 	<p>3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容</p>  <p>災害発生時の連絡体制 (24 時間 365 日オンコール体制)</p> <p>※発災事業所：特定事象が発生した事業所</p> <p>発災事業所への支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構対策本部長からの支援指示後、支援組織の要員を招集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。 ・支援組織から事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害、天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプター等による事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 ・以上の活動については、機構対策本部の指揮命令のもとに実施する。 	<p>理由</p> <p>変更なし</p>																																												
<p>4. 保有資機材一覧</p> <p>資機材については1回/年保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。</p> <table border="1" data-bbox="107 879 965 1107"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">遠隔操作資機材</td> <td>偵察用ロボット（現場撮影、放射線測定）</td> <td>1 台</td> <td rowspan="3">試験棟の一部及び付属建屋の一部、車庫の一部、倉庫の一部</td> </tr> <tr> <td>作業用ロボット（障害物除去等）</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>小型無人ヘリ（高所からの偵察）</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">現地活動用資機材</td> <td>作業用資機材</td> <td>1 式</td> <td rowspan="2">試験棟の一部、車庫の一部、倉庫の一部</td> </tr> <tr> <td>一般資機材</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>搬送用車両</td> <td>資機材等搬送用車両</td> <td>2 台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類	名称	数量	保管場所	遠隔操作資機材	偵察用ロボット（現場撮影、放射線測定）	1 台	試験棟の一部及び付属建屋の一部、車庫の一部、倉庫の一部	作業用ロボット（障害物除去等）	1 台	小型無人ヘリ（高所からの偵察）	2 台	現地活動用資機材	作業用資機材	1 式	試験棟の一部、車庫の一部、倉庫の一部	一般資機材	1 式	搬送用車両	資機材等搬送用車両	2 台		<p>4. 保有資機材一覧</p> <p>資機材については1回/年保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。</p> <table border="1" data-bbox="1032 879 1892 1107"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">遠隔操作資機材</td> <td>偵察用ロボット（現場撮影、放射線測定）</td> <td>1 台</td> <td rowspan="3">試験棟の一部及び付属建屋の一部、車庫の一部、倉庫の一部</td> </tr> <tr> <td>作業用ロボット（障害物除去等）</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>小型無人ヘリ（高所からの偵察）</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">現地活動用資機材</td> <td>作業用資機材</td> <td>1 式</td> <td rowspan="2">試験棟の一部、車庫の一部、倉庫の一部</td> </tr> <tr> <td>一般資機材</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>搬送用車両</td> <td>資機材等搬送用車両</td> <td>2 台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類	名称	数量	保管場所	遠隔操作資機材	偵察用ロボット（現場撮影、放射線測定）	1 台	試験棟の一部及び付属建屋の一部、車庫の一部、倉庫の一部	作業用ロボット（障害物除去等）	1 台	小型無人ヘリ（高所からの偵察）	2 台	現地活動用資機材	作業用資機材	1 式	試験棟の一部、車庫の一部、倉庫の一部	一般資機材	1 式	搬送用車両	資機材等搬送用車両	2 台		
分類	名称	数量	保管場所																																											
遠隔操作資機材	偵察用ロボット（現場撮影、放射線測定）	1 台	試験棟の一部及び付属建屋の一部、車庫の一部、倉庫の一部																																											
	作業用ロボット（障害物除去等）	1 台																																												
	小型無人ヘリ（高所からの偵察）	2 台																																												
現地活動用資機材	作業用資機材	1 式	試験棟の一部、車庫の一部、倉庫の一部																																											
	一般資機材	1 式																																												
搬送用車両	資機材等搬送用車両	2 台																																												
分類	名称	数量	保管場所																																											
遠隔操作資機材	偵察用ロボット（現場撮影、放射線測定）	1 台	試験棟の一部及び付属建屋の一部、車庫の一部、倉庫の一部																																											
	作業用ロボット（障害物除去等）	1 台																																												
	小型無人ヘリ（高所からの偵察）	2 台																																												
現地活動用資機材	作業用資機材	1 式	試験棟の一部、車庫の一部、倉庫の一部																																											
	一般資機材	1 式																																												
搬送用車両	資機材等搬送用車両	2 台																																												

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読み替え前 (平成30年1月22日修正版)	読み替え後 (平成30年4月1日から適用)	理由																																																																										
<p>5. 資機材整備計画</p> <p>当面は現有の保有資機材（4. 参照）にて運用を行うとともに、計画的に整備を行い整備した機材による本格運用に移行する。</p> <table border="1" data-bbox="103 336 956 676"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> <td>平成32年度以降</td> </tr> <tr> <td>資機材の運用</td> <td colspan="3">代替運用</td> <td>本格運用</td> </tr> <tr> <td>資機材の整備</td> <td colspan="3">所要機材の増備・更新</td> <td></td> </tr> </table> <p>保有機材一覧（本格運用時）</p> <p>資機材については1回/年保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。</p> <table border="1" data-bbox="103 770 956 995"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">遠隔操作 資機材</td> <td>偵察用ロボット（現場撮影、放射線測定）</td> <td>2台</td> <td rowspan="3">試験棟の一部 及び付属建屋 の一部、車庫の 一部、倉庫の一 部</td> </tr> <tr> <td>作業用ロボット（障害物撤去等）</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>小型無人ヘリ（高所からの偵察）</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">現地活動 用資機材</td> <td>作業用資機材</td> <td>1式</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>一般資機材</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>搬送用車両</td> <td>資機材等搬送用車両</td> <td>2台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表-17 ～ 別表-19 （省略）</p> <p>様式1 ～様式9-2 （省略）</p>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降	資機材の運用	代替運用			本格運用	資機材の整備	所要機材の増備・更新				分類	名称	数量	保管場所	遠隔操作 資機材	偵察用ロボット（現場撮影、放射線測定）	2台	試験棟の一部 及び付属建屋 の一部、車庫の 一部、倉庫の一 部	作業用ロボット（障害物撤去等）	2台	小型無人ヘリ（高所からの偵察）	2台	現地活動 用資機材	作業用資機材	1式		一般資機材	1式	搬送用車両	資機材等搬送用車両	2台		<p>5. 資機材整備計画</p> <p>当面は現有の保有資機材（4. 参照）にて運用を行うとともに、計画的に整備を行い整備した機材による本格運用に移行する。</p> <table border="1" data-bbox="1032 336 1886 676"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> <td>平成32年度以降</td> </tr> <tr> <td>資機材の運用</td> <td colspan="3">代替運用</td> <td>本格運用</td> </tr> <tr> <td>資機材の整備</td> <td colspan="3">所要機材の増備・更新</td> <td></td> </tr> </table> <p>保有機材一覧（本格運用時）</p> <p>資機材については1回/年保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。</p> <table border="1" data-bbox="1032 770 1886 995"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">遠隔操作 資機材</td> <td>偵察用ロボット（現場撮影、放射線測定）</td> <td>2台</td> <td rowspan="3">試験棟の一部 及び付属建屋 の一部、車庫の 一部、倉庫の一 部</td> </tr> <tr> <td>作業用ロボット（障害物撤去等）</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>小型無人ヘリ（高所からの偵察）</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">現地活動 用資機材</td> <td>作業用資機材</td> <td>1式</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>一般資機材</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>搬送用車両</td> <td>資機材等搬送用車両</td> <td>2台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表-17 ～ 別表-19 （変更なし）</p> <p>様式1 ～様式9-2 （変更なし）</p>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降	資機材の運用	代替運用			本格運用	資機材の整備	所要機材の増備・更新				分類	名称	数量	保管場所	遠隔操作 資機材	偵察用ロボット（現場撮影、放射線測定）	2台	試験棟の一部 及び付属建屋 の一部、車庫の 一部、倉庫の一 部	作業用ロボット（障害物撤去等）	2台	小型無人ヘリ（高所からの偵察）	2台	現地活動 用資機材	作業用資機材	1式		一般資機材	1式	搬送用車両	資機材等搬送用車両	2台		<p>変更なし</p>
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降																																																																								
資機材の運用	代替運用			本格運用																																																																								
資機材の整備	所要機材の増備・更新																																																																											
分類	名称	数量	保管場所																																																																									
遠隔操作 資機材	偵察用ロボット（現場撮影、放射線測定）	2台	試験棟の一部 及び付属建屋 の一部、車庫の 一部、倉庫の一 部																																																																									
	作業用ロボット（障害物撤去等）	2台																																																																										
	小型無人ヘリ（高所からの偵察）	2台																																																																										
現地活動 用資機材	作業用資機材	1式																																																																										
	一般資機材	1式																																																																										
搬送用車両	資機材等搬送用車両	2台																																																																										
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降																																																																								
資機材の運用	代替運用			本格運用																																																																								
資機材の整備	所要機材の増備・更新																																																																											
分類	名称	数量	保管場所																																																																									
遠隔操作 資機材	偵察用ロボット（現場撮影、放射線測定）	2台	試験棟の一部 及び付属建屋 の一部、車庫の 一部、倉庫の一 部																																																																									
	作業用ロボット（障害物撤去等）	2台																																																																										
	小型無人ヘリ（高所からの偵察）	2台																																																																										
現地活動 用資機材	作業用資機材	1式																																																																										
	一般資機材	1式																																																																										
搬送用車両	資機材等搬送用車両	2台																																																																										